

# 各種手当・助成

令和5年度版

児童手当	出産育児一時金	ゆざつ子誕生祝金												
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方(所得制限あり)</li> <li>● 支給額 3歳未満・・・15,000円/月 3歳以上小学校修了前・・・10,000円/月 (第3子以降は15,000円) 中学生・・・10,000円/月</li> <li>● 支給 年3回(2・6・10月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 妊娠85日以上(妊娠4ヶ月)で出産した方</li> <li>● 支給額 1児につき500,000円(産科医療補償制度加算対象出産でない場合488,000円)</li> <li>○ 問い合わせ * 国保加入者・・・国民健康保険係 * 健康保険加入者・・・各健康保険組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 町民として誕生した子の養育者 ※1年以上住民登録があることの要件あり</li> <li>● 支給額 第1子・第2子 100,000円 第3子以降 200,000円 ※ 出生届時に申請いただき、窓口で現金支給</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>												
特別児童扶養手当	障害児福祉手当	心身障がい児養育手当												
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育されている方(※施設入所者は対象外)</li> <li>● 支給額 1級・・・53,700円/月 2級・・・35,760円/月</li> <li>● 支給 年3回(4・8・12月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 精神や身体の著しい重度の障がいのため常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児 ※ 障害年金受給者・所得が一定額を超える方は対象外</li> <li>● 支給額 15,220円/月</li> <li>● 支給 年4回(5・8・11・2月)</li> <li>○ 問い合わせ 福祉係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 20歳未満の障がい児を養育している保護者 ※ 特別児童扶養手当の認定を受けた方</li> <li>● 支給額 3,000円/月</li> <li>● 支給 年2回(9・3月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>												
児童扶養手当	ひとり親家庭等教育応援手当	ひとり親家庭等家賃助成												
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 配偶者のいない方で、18歳以下の児童を養育している方、または、父か母の代わりに児童を養育している方(所得制限等あり)</li> <li>● 支給額(月額)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体額</th> <th>第2子加算額</th> <th>第3子以降加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給</td> <td>44,140円</td> <td>10,420円</td> <td>6,250円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>44,130～ 10,410円</td> <td>10,410～ 5,210円</td> <td>6,240～ 3,130円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>		本体額	第2子加算額	第3子以降加算	全部支給	44,140円	10,420円	6,250円	一部支給	44,130～ 10,410円	10,410～ 5,210円	6,240～ 3,130円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 小～高校生等の児童を養育するひとり親等</li> <li>● 支給額 50,000円/年 ※対象児童1人当たり</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 18歳までの子どもがいるひとり親の名義で賃貸借した住居に住み、所得が児童扶養手当支給限度範囲内にある方</li> <li>● 助成額 家賃月額1/4(上限10,000円)を助成</li> <li>● 支給 年3回(8・12・4月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>
	本体額	第2子加算額	第3子以降加算											
全部支給	44,140円	10,420円	6,250円											
一部支給	44,130～ 10,410円	10,410～ 5,210円	6,240～ 3,130円											
子育て支援医療証	重度心身障がい(児)者医療証	ひとり親家庭等医療証												
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 町内に住所を有する0歳～18歳 ※中学校卒業～18歳で進学を理由に町外に住所を移した場合でも、保護者の別居監護とみなされる場合は対象</li> <li>◆ 医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)</li> <li>○ 問い合わせ 国民健康保険係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 身体障害者手帳(1・2級)療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持又は障害年金1級を受給(※所得制限有り)</li> <li>◆ 所得税 課税・・・一部負担金有</li> <li>◆ 所得税非課税・・・一部負担金無 ただし、保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)</li> <li>○ 問い合わせ 国民健康保険係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 所得税非課税で次に該当する方 ・ 配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ・ 父または母が身体又は精神に一定の障がいがある場合 ・ 父母のいない18歳以下の児童</li> <li>◆ 医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)</li> <li>○ 問い合わせ 国民健康保険係</li> </ul>												
小学校入学祝品の支給	就学援助	ベビー/チャイルドシートレンタル												
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内容 黄色い帽子(教育委員会) ランドセル(社会福祉協議会) (※ランドセルはひとり親家庭対象)</li> <li>○ 問い合わせ ・ 黄色い帽子・・・教育委員会 教育課 総務学事係 ・ ランドセル・・・遊佐町社会福祉協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 準要保護就学援助費制度 対象: 経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭 ※ 所得制限等の支給要件あり</li> <li>② 特別支援教育就学奨励費制度 対象: 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者</li> <li>◆ 内容: 小中学校の給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費等を支給</li> <li>○ 問い合わせ 教育課 総務学事係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 ベビー: 生後6ヶ月以内 チャイルド: 5歳以下</li> <li>● 費用 無料</li> <li>● 期間 最長6ヶ月</li> <li>● 手続 免許証をお持ちの上、子育て支援係窓口まで</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>												

< 問合せ > 健康福祉課 子育て支援係 TEL 72-5897  
 健康福祉課 福祉係 TEL 72-5884  
 健康福祉課 国民健康保険係 TEL 72-5875  
 教育課 総務学事係 TEL 72-5891  
 遊佐町社会福祉協議会 TEL 72-4715

作成: 健康福祉課 子育て支援係